



## Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の開催について
- (2) 「平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について
- (3) 平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
- (4) プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意ください！
- (5) 「第 5 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

## フォトギャラリー



金融・資本市場活性化有識者会合にて  
挨拶する麻生大臣（6月24日）

## トピックス

### (1)「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の開催について

平成 27 年 5 月 19 日及び 26 日に「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」を開催しました。同会議は、平成 27 年 3 月 3 日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣から「金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行うこと。」との諮問を受け、金融分科会の下に設置されました。

平成 27 年 5 月 19 日に開催された第 1 回会議では、事務局から「金融グループを巡る制度の変遷等」について説明を行った後、小鈴裕之委員から「グローバル金融規制改革と金融グループを巡る動向」と題してヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる討議が行われました。

平成 27 年 5 月 26 日に開催された第 2 回会議では、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループから、各グループのストラクチャーや経営管理の状況、規制の見直しについての要望事項についてヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる討議が行われました。

今後、当面、関係者や有識者からのヒアリング等を実施していく予定です。

なお、当会議は公開ですので、どなたでも傍聴いただけます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「[金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

### (2)「平成 26 年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 27 年 2 月 18 日から平成 27 年 3 月 19 日にかけて、「平成 26 年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 27 年 5 月 27 日に公表しました。

本件の政令は平成 27 年 5 月 22 日に閣議決定され、本政令及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等は平成 27 年 5 月 27 日に公布されており、平成 28 年 5 月 29 日に施行されます（一部公布日施行）。

また、改正後の監督指針については、平成 28 年 5 月 29 日から適用されます。（但し、監督指針Ⅱ-4-4-1-1(5)については、平成 27 年 5 月 27 日から適用されます。）

本件の政府令・監督指針案の主な改正内容は、以下のとおりです。

## 1. 保険業法施行令の改正

「保険募集人の関係者（業務委託先等）」に対する検査権限等について、財務（支）局長に委任しました。

## 2. 保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針の改正

### (1) 情報提供義務の導入に伴う規定の整備

- ・商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するに当たって必要な事項を、保険募集に際し、顧客に情報提供すべき事項として規定しました。
- ・複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合、上記に加え、「比較可能な商品の概要」、「特定の商品の比較推奨を行う理由」について、情報提供を求める旨を規定しました。

### (2) 意向把握義務の導入に伴う規定の整備

- ・保険商品や募集実態に応じた各保険募集人の意向把握を求めるため、具体的な意向把握のプロセスを例示しました。

### (3) 保険募集人に対する体制整備義務の導入に伴う規定の整備

- ・保険会社による教育・管理・指導に加えて、保険募集人自身が、その業務を適切に行うため、自ら整備すべき体制を規定しました。

### (4) その他

- ・「保険募集の意義」及び「募集関連行為」について明確化する
- ・電話による保険募集に係る監督上の留意点を規定する

など、所要の改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 27 年 5 月 27 日）にアクセスしてください。

## (3)平成 26 年金融商品取引法等改正(1 年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 26 年 10 月 27 日（月）から平成 26 年 11 月 27 日（木）にかけて及び平成 27 年 2 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 16 日（月）にかけて公表し、それらの結果等を平成 27 年 5 月 12 日（火）に公表しました。

本件の政令・内閣府令等は、平成 27 年 5 月 15 日（金）に公布され、平成 27 年 5 月 29 日（金）から施行されています。

本件の政令・内閣府令等の主な改正内容は、以下のとおりです。

### ○ 金融商品取引法施行令の改正

#### 【投資型クラウドファンディング等に係る制度整備】

#### (1) 少額の有価証券の募集等の要件

第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における少額の募集の

取扱い等の要件は、以下の通りとしました。

発行価額の総額：合計額が1億円未満

有価証券を取得する者が払い込む額：50万円以下

## (2) 最低資本金等

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金は、以下の通りとしました。また、第一種金融商品取引業者である第一種少額電子募集取扱業者については、投資者保護基金への加入義務を課さないこととしました。

第一種少額電子募集取扱業者：1,000万円

第二種少額電子募集取扱業者：500万円

## 【新規上場の促進や資金調達の円滑化等】

### (1) 大量保有報告制度における短期大量譲渡の基準

平成26年金融商品取引法改正（以下、「法改正」という。）により、短期大量譲渡報告における記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外することとされ、当該譲渡先の具体的内容を定めることとしました。

また、株券等の譲渡以外の事由により「株券等保有割合」が減少した場合を、短期大量譲渡報告の適用基準から、除外することとしました。

### (2) 内部統制報告書の監査証明を要しない期間の起算日

法改正により、新規上場後3年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととされました。これに伴い、3年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等を定めることとしました。

## 【金融指標に係る規制の導入】

### (1) 特定金融指標算出者による届出書類の提出期限

特定金融指標算出者が、特定金融指標算出者としての指定を受けた日から必要書類を内閣総理大臣に届け出る期間を定めることとしました。

### (2) 業務規程の認可を受ける期限

特定金融指標算出者が、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、特定金融指標算出者としての指定を受けた日から内閣総理大臣の認可を受ける期間を定めることとしました。また、外国の者については、金融庁長官の承認を得ることにより、期限を伸長することができることとしました。

## ○ 内閣府令の改正

### 【投資型クラウドファンディング等に係る制度整備】

#### ・金融商品取引業等に関する内閣府令の改正

電子募集取扱業務等に係る規制等の整備として、以下について定めることとしました。

(1) 金融商品取引業者の業務管理体制の整備義務に関して、その業務内容に応じた業務管理体制の具体的内容を規定しました。

(2) 電子募集取扱業務を行う際の重要情報提供義務に関して、契約締結前交付書面に追加的に記載する事項並びに情報通信の技術を利用する方法で公表しなければなら

ない事項及び公表の方法を規定しました。

#### 【新規上場の促進や資金調達の円滑化等】

- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の改正

法改正により、一定規模以下の新規上場企業について、新規上場後3年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととされました。これに伴い、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上と定めることとしました。

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の改正

訂正目論見書に関し、インターネットを用いて募集・売出しの発行条件を閲覧させる方法について、従来の「情報の取得に関する確認」を改め、売付け等の際に「発行（売出）価格又は利率及び払込金額を通知」することを条件としました。

#### 【金融指標に係る規制の導入】

- ・特定金融指標算出者に関する内閣府令の新設

特定金融指標算出者が策定すべき業務規程の記載事項等について定めることとしました。

#### 【その他の改正事項】

- ・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の改正

- (1) 「買付け等の通知書」における押印の不要化

公開買付者が公開買付けの終了後に応募株主に送付する「買付け等の通知書」について、押印を不要とすることとしました。

- (2) 公開買付届出書における譲渡予定先の記載の簡略化（※）

公開買付届出書に記載する株券等の譲渡予定先に関する情報（会社の沿革や事業内容等）について、有価証券報告書の該当箇所を記載した書面を添付することにより記載を簡略化できることとしました。

- (3) 株券等所有割合の計算における重複計上に係る見直し（※）

公開買付規制における株券等所有割合の計算について、買付者と特別関係者の間で株券等の引渡請求権が存在する場合等における重複計上を回避するための措置をとることとしました。

※ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のみ

- ・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の改正

大量保有報告書等の提出者が個人である場合には、当局に対して「番地」及び「生年月日」を記載した書面を提出することを条件に、大量保有報告書等におけるこれらの記載を不要とすることとしました。

その他、所要の政府令、告示、ガイドライン、監督指針の改正を行いました。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、「[「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について](#)」（平成26年10月27日）、「[平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)」（平成27年2月13日）、「[平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成27年5月12日）にアクセスしてください。

#### (4)プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意ください！

プリペイドカードが広く販売されるようになり、様々な場面で利用可能な決済手段として発展している中、プリペイドカードを不正に取得しようとする詐欺業者とのトラブルが発生しております。

- プリペイドカードそのものを相手に渡していないので安心してしまいがちですが、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した金額（価値）を相手に全て渡したと同じです。

後になってだまされたことに気づいても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

- アダルトサイトのワンクリック請求など、業者がプリペイドカードを購入するよう指示する場合、その業者は詐欺業者である可能性が高いので、業者から指示されても、プリペイドカードを購入したり、そのカード番号等を伝えることは絶対に行わないようにしてください。

・[「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺!! \(PDF:657KB\)](#)

- 少しでも不審に思った場合には、以下の連絡先までご相談ください。

金融庁 [金融サービス利用者相談室](#)（平日10時00分～17時00分）

Tel(ナビダイヤル)0570-016811

※IP電話からは、03-5251-6811におかけください。

Fax 03-3506-6699

各地方公共団体 消費生活センター等の消費生活相談窓口

最寄の消費生活相談窓口をご存知ない方には、「消費者ホットライン

（電話：0570-064-370）」で、窓口をご案内いたします。

（受付時間等は、窓口により異なります。一部のIP電話等、ご利用いただけない場合があります。）

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意ください!](#)」（平成27年5月29日）にアクセスしてください。

## (5)「第5回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

平成 27 年 5 月 18 日に第 5 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催しました。当懇談会は、改正貸金業法完全施行後の貸し手・借り手の状況をフォローしつつ、今後取り組むべき施策等について検討するため、平成 24 年 9 月に多重債務者対策本部の下に設置されたものです。

第 5 回懇談会においては、関係省庁から多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向（平成 27 年度予算における各省庁の施策や自治体の多重債務者相談窓口の運営状況等）について報告が行われた後、自由討議が行われました。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[第5回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催について](#)」（平成 27 年 5 月 11 日）及び首相官邸ウェブサイトの「[多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会](#)」にアクセスしてください。



# 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

## (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

### 「ファンド（組合など）取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

##### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

##### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 27 年 5 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [カブドットコム証券株式会社に対する行政処分について](#)
- [「平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [コーポレートガバナンス・コード原案 ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～ の確定について](#)
- [公認会計士の懲戒処分について](#)
- [公認会計士の懲戒処分について](#)

# お知らせ

## (1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
  1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## (2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>

